

平成26年9月11日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和50年3月29日熊本県指令地第218号）の一部を次のとおり変更するため、議決を求める。

熊本市長 幸 山 政 史

山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和50年3月29日熊本県指令地第218号）の一部を次のように変更する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第9条第2項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

経費の種類	負担金の基準
ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 100%
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 100%
一般管理事務に要する経費	人口割 100%
その他の経費	その都度、関係市の協議の上、管理者が定める

ことができる。

備考 人口及び処理量については、関係市の協議の上、管理者が定める。ただし、熊本市については、合併前の植木町の区域に係るものに限る。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(提出理由)

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。